

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

守谷市は、平成14年2月の市制施行に合わせ、同年3月に守谷市総合計画を策定し、これをまちづくりの指針として「夢と希望にあふれるまち」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

この間、つくばエクスプレスの開業をはじめ、守谷市は大きく発展を遂げてきましたが、多様化する行政需要への的確な対応と更なる発展と安定を目指し、成熟社会に対応した新たな第二次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成及び期間

(1) 基本構想

基本構想は、守谷市の10年後の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けたまちづくりの基本姿勢や政策を定めるものです。

計画期間は、平成24年度(2012年度)を初年度とし、平成33年度(2021年度)を目標年次とする10年間とします。

なお、基本構想のうち、土地利用に係る部分を国土利用計画法第8条に基づく市町村計画として位置づけます。

(2) 基本計画

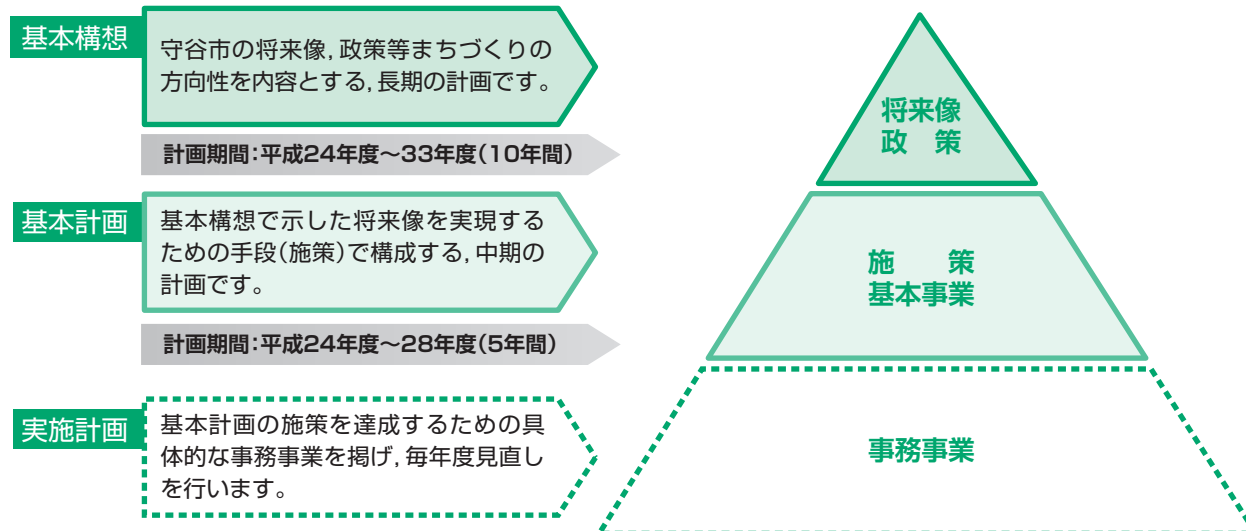
基本計画は、基本構想で示した将来像を実現するための手段や施策を定めるものです。

計画期間は、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を達成するために、計画的に実施する具体的な事業を示すものです。

行政評価制度に基づく事務事業評価により、毎年度、検証及び見直しを行います。



第2章 計画策定の背景

1 位置・地勢

守谷市は、茨城県の南西端、東経139度58分42秒、北緯35度56分52秒に位置し、東京都心から40km 圏内にあります。

東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市に隣接し、南は利根川を挟んで千葉県野田市と柏市に相對した東西7.5km、南北7.2km、面積35.63km²の市です。

地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置します。

利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形となっています。

平均海拔は、おおむね20m です。



2 社会環境の変化と課題

守谷市を取り巻く状況や社会環境の変化と課題について、次のように整理します。

(1) 少子高齢化・人口減少社会の到来

日本の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、長期にわたり減少が続く見通しです。

また、出生率の低下等による少子化や平均寿命の伸びと、団塊の世代が高齢期を迎えることなどに伴う高齢化が一層進むものと予想されています。

本格的な少子高齢化と人口減少の進行は、社会・経済活動の縮小や停滞、医療・介護等の社会保障負担の増大など、様々な分野への影響が懸念されています。

今後は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、高齢者が安心して健康で生きがいを持って暮らせるためのまちづくりが重要となります。

そのためには、自治会など地縁型のコミュニティの再生や、地域におけるボランティア活動の気運を高める等、多様な視点から地域の活性化に取り組む必要があります。

(2) 地球温暖化と環境意識の高まり

近年、海面水位の上昇や大型台風、集中豪雨等の異常気象が世界各地で観測されています。

これらは、二酸化炭素等の温室効果ガスが地球温暖化へ起因しているといわれています。

地球温暖化問題の深刻化が懸念される中、人々の地球環境問題に対する意識が高まっています。

次世代に豊かな地球環境を引き継ぐため、行政や企業はもとより、家庭でも一人ひとりが環境に与える負荷の大きさを認識し、温室効果ガスの排出削減、ごみ減量化の徹底、身近な緑地や森林の保全・創出など、地域社会全体での環境にやさしい、より一層の取り組みが必要です。



(3) 安全・安心社会への意識の高まり

近年、国内外で地震や異常気象などによる災害が頻発し、平成23年3月11日の東日本大震災は、関東・東北地方の広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、防災に対する意識が急速に高まっています。

また、凶悪犯罪や高齢者を狙った犯罪なども問題になっています。

こうしたことから、地域における主体的な防災・防犯活動など、市民と行政との連携が一層重要となっています。

今後は、犯罪や事故のない安全・安心な社会を構築するために、コミュニティ活動を基本とした防災・防犯体制の強化が必要です。

(4) 市民協働によるまちづくりの進展

行政に対する市民ニーズは、ますます多様化・高度化し、特色あるまちづくりが求められる中、従来型の行政運営だけでは、これらのニーズに応えることが難しくなっています。

市民の日常生活に直結する様々な課題を解決するためには、市民や行政など地域社会を構成する様々な主体が、お互いに責任と役割を認め合いながら、対等なパートナーシップに基づく多様な取り組みを進める必要性が高まっています。

協働のまちづくりは、今後のまちづくりの原動力として、より一層の市民の協力が必要です。

(5) 地方分権の進展

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、平成18年には地方分権改革推進法が成立し、分権改革が進められています。

さらに、平成21年に内閣府に地域主権戦略会議が設置され、翌年、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため「地域主権戦略大綱」が策定されたところです。

こうした地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政機関として、市町村の役割は増大し、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが必要です。